

別添 1

(平成20年6月1日以後公告案件適用)

入札公告例【事後審査方式・総合評価・電子入札一公告・説明書統合版】
(総合評価方式試行案件)

(本説明例については、原則的なことを例示しているので、実施については個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うこと。)

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第62条の規定により公告します。

平成○年○月○日

三重県知事 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成○年度第○○○○号
○○○○建設工事

(2) 工事場所

○○市○○町○番○号

(3) 工事概要

◎◎◎◎◎◎
△△△△△△
○○○○○○
□□□□□□
◇◇◇◇◇◇

(4) 工期

契約締結日から○○日間（契約締結日から平成○○年○○月○○日まで）

(5) 使用する主要な資機材

◇◇◇◇◇m △△△△△m²、○○○○○%、□□□□□t

(6) 予定価格【(※見積徴収型の場合) 予算限度額】

◇◇◇◇◇円（消費税及び地方消費税を含む）

【※見積徴収型の場合】

予定価格については、提出された参考見積書を参考にして積算し、予定価格と仕様書【※公告時に仕様書を変更した場合のみ】を公表（掲示）します。

(7) 総合評価方式試行工事

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条（基本理念）にかんがみ、三重県総合評価方式試行要領第2条（4）【※高度技術提案型や標準型の場合など、案件ごとに適用する】に該当することから、入札時に同種工事の実績等に基づく技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定することとした総合評価方式（【除算又は加算】方式）の試行工事です。

(8) 契約後VE方式工事【※指定する場合】

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係るものを除きます。

(9) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可業種等の基本項目等を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(10) 低入札価格調査対象工事

本工事は、三重県会計規則第72条で規定する低入札価格調査の対象工事です。

2 電子入札に関する事項

(1) 本工事は競争参加資格確認申請書の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等（技術提案書等を含みます。）の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発

書を提出すること。

- (ア) 三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 の規定による主任技術者又は監理技術者
- (イ) 平成○年度以降【※最大過去 15 年間】に元請けとして単独又は共同企業体の構成員として、本工事と同種工事の施工経験（『主任技術者又は監理技術者』若しくは『平成 16 年 4 月 1 日以降発注の公共工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリンズ登録済者に限る）』としての経験。）を資料提出日において有すること。【※求める場合】
- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。ただし、平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有すること。
- (エ) 本工事の競争参加申請書の受付最終日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、若しくは緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(3) 総合評価方式にかかる提案

総合評価方式にかかるすべての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合には入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案（設計図書に基づく仕様。以下同じ。）での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

なお、総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められた場合や、提案内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められない場合は、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式（除算方式）の仕組み【※除算方式の場合】

本工事の総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件および提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = $\{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\}$ （別添資料 1「総合評価方式（除算方式）の内容」参照）

(1) 総合評価方式（加算方式）の仕組み【※加算方式の場合】

本工事の総合評価方式は、次に示すア又はイの計算式により算出した価格評価点に技術評価点（入札参加者の要件および提案内容に応じて付与する点数）を足し合わせた数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点（別添資料 1「総合評価方式（加算方式）の内容」参照）

ア 入札価格 > 三重県低入札価格調査実施要領第 3 条で定める調査基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）の場合

価格評価点 = 標準点（600点【又は400点】）× $(1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

イ 入札価格 ≤ 調査基準価格の場合

価格評価点 = 標準点（600点【又は400点】）× $\{(1 - \text{調査基準価格} \div \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \div \text{予定価格}\}$

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「〇〇総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法【※除算方式の場合】

入札参加者の要件および提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で評価値 = $\{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\}$ の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法【※加算方式の場合】

入札参加者の要件および提案により評価項目を評価し、次の条件を満たす入札を行った者のうち評価値（＝価格評価点＋技術評価点）の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

- (4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。
- (6) 落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。
- (7) 受注者の責により提案内容の不履行が認められた場合には再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合には、工事完成日の次年度の総合評価方式における評価点の減点を行います。
- (8) 発注者が設定している標準案の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めます。
- (9) 技術資料の受領後の差し替え、追加は認めません。
- (10) 次に該当する技術資料は不採用（0点）とします。
- ア 提案内容が不明なもの
- イ 著しく具体性を欠くもの
- ウ 施工の確実性、安全性を欠くもの

5 入札手続等

(1) 設計図面並びに仕様書の配付等

ア 設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードしていただけます。

三重県入札情報サービスのホームページアドレス <http://www.cals.pref.mie.jp/>

(ア) 閲覧期間 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 閲覧場所 〇〇市〇〇〇町〇〇〇
〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

イ 設計図書等の複写を希望する者は、次のとおり配付します。

(ア) 申込方法 〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課に申請書提出時に書面にて申し込むものとします。

(イ) 配付時期 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(ウ) 配付場所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 (実費〇〇〇円必要)
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 当該入札（技術資料及び設計図書等を含む）に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出するものとします。

なお、電話・口頭など個別では受けません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 平成〇年〇月〇日(〇)から平成〇年〇月〇日(〇)までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 提出場所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇〇
〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(ウ) 提出方法 持参のみとします。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間 平成〇年〇月〇日(〇)【質問書の提出があった日の〇日後】から平成〇年〇月〇日(〇)までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜

日及び祝日を除きます。)

- (ウ) 閲覧場所 入札情報サービス【※入札情報サービスによる閲覧の場合】
 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇〇【※掲示による閲覧の場合】
 〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(3) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び技術資料届出書並びに技術資料等を電子入札システムにより提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により提出することができます。

おって、期限までに申請書及び技術資料届出書並びに技術資料等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 電子入札システムによる受付

- (ア) 提出期間 平成〇年〇月〇日(△)から平成〇年〇月〇日(△)までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 紙による受付

- (ア) 提出期間 平成〇年〇月〇日(○)から平成〇年〇月〇日(○)までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

- (イ) 提出場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇〇
 〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- (ウ) 提出方法 持参のみとします。

(4) 提出書類の内容及び提出時期

提出書類の内容及び提出時期は次のとおりとします。

ア 参加申請時に提出する資料

(ア) 技術資料届出書等

技術資料届出書（様式1）、技術資料（様式2～様式9）及び付随する資料を提出してください。

(イ) 参考見積書等【※見積徴収型の場合】

参考見積書及び付随する資料を提出してください。

なお、提案された参考見積書に対するヒアリングを行います。

ヒアリングは平成〇年〇月〇日(○)の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ 入札時に提出する資料

(ア) 工事費内訳書

ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、三重県会計規則第71条第7号により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

- ① 工事費内訳書を提出しないもの。
- ② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
- ③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

- ④ 記載すべき項目が欠けているもの。

[注] 記載すべき項目には、工事名・会社名・代表者名を含みません。（紙による提出の場合を除きます。）

- ⑤ その他不備があるもの。

イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

ません。

エ) 工事費内訳書の差し替え、再提出は認めません。

(イ) 同種工事の施工実績〔様式第2-1号〕【※求める場合】

平成○年度以降【※最大過去15年間】に、本工事と同種工事を完成し、かつ、引渡しが行われている工事を記載してください。

なお、記載した工事に係るコリンズカルテの写しを提出してください。

(ウ) 配置予定の主任技術者等の資格・工事経験〔様式第3-1号〕【※求める場合】

配置予定技術者等の資格、経歴、平成○年度以降【※最大過去15年間】の同種の工事の経験を記載してください。なお、複数の配置予定技術者を記載することができます。ただし、様式第3-1号記載の配置予定技術者の追加又は差し替えは認めません。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行ってください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合においては、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行う場合があります。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付してください。(平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を有する場合は監理技術者講習修了証の写しも併せて添付してください)。

また、配置予定技術者が本件の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書など)を添付してください。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・格付け・地域要件等の基本項目、及び3(3)にかかるとする事項。

イ 参加資格事後審査項目

3(2)アの同種工事の施工実績、3(2)イの配置予定の主任技術者等の資格・工事経験などを含む全ての項目。

(6) 確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知します。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

平成○年○月○日(○)

イ 参加資格事後審査結果

平成○年○月○日(○)

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、申請書提出以降落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された書類は返却しません。

エ 参加資格事後審査項目にかかる提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合には、追加資料の提出又は再提出(以下「追加提出等」といいます。)を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合には、上記にかかわらず追加提出等を求める場合があります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合には、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から下記の日までの午前〇時〇分から午後〇時〇分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者。

平成〇年〇月〇日(〇)

・事後審査で競争参加資格がないと認められた者。

平成〇年〇月〇日(〇)

イ 提出場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇町〇〇〇

〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

(9) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。

ヒアリングは平成〇年〇月〇日(〇)の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは原則として配置予定の主任技術者（監理技術者）に対して行います。

(10) 提案に関する採否の通知【※採否の通知を行う場合】

提案に関する採否の通知については、競争参加資格事前条件確認通知と同時に書面により通知します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合には、標準案に基づく入札を行うものとします。

(10) 提案に関する採否について【※簡易型の場合で、採否をヒアリング時に伝える場合】

提案に関する採否については、提案内容が適正かどうかをヒアリング時に確認し、その場で決定します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合には、標準案に基づく入札を行うものとします。

(11) 入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配布する入札心得によります。

ア 入札書は電子入札システムにより提出してください。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参してください。

イ 入札執行回数は、1回とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

(12) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札書受付期間は、平成〇年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分から平成〇年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分まで

イ 紙による持参の場合

- (ア) 入札日時 平成○年○月○日(○)○○時○○分から
 (イ) 入札場所 〒○○○-○○○○ ○○市○○○町○○○
 ○○○○○○○○
 電話 ○○○-○○○-○○○○

(ウ) その他 本工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可)を提示すること。

ウ 入札書の撤回、差し替え、再提出は認めません。

(13) 開札の日時及び場所

- ア 開札日時 平成○年○月○日(○)○○時○○分
 イ 開札場所 (12)のイの(イ)に同じです。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県建設工事執行規則(以下「執行規則」といいます。)第7条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則(以下「会計規則」といいます。)第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、会計規則第75条第4項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証委託契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

- (ア) 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。
 (イ) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等が一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査による認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る)。
 (ウ) 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 納税確認

次のア、イによる納税確認書等(発行日から起算して6ヶ月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行[無料]
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納税額のないこと用] = 所管税務署発行[有料]

イ 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行[無料] 県内に営業所等を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納税額のないこと用]
 = 所管税務署発行[有料] 本社分について

なお、電子入札により参加する場合は、落札者となった場合のみ、契約時に入札等の実施日又は契約の締結日の前6ヶ月以内に発行された上記納税確認(証明)書(写し可)を提示又は提出していただきます。この提示等がなされたときは、入札等参加時において入札等の参加資格があったものとみなします。この提示等がなされないとき、又は、入札等参加時に県税又は消費税及び地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札等参加時において入札等の参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。

(3) 開札

紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことが出来ます。

また、紙入札による参加者は紙の入札書を、入札保証金の納付が必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うものとします。

なお、紙入札の参加者および入札保証金の納付が必要な参加者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札決定日までの間において三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者、及び3(1)から3(3)に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(5) 落札者の決定

ア 4(3)及び(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

イ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

ウ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格を下回った入札が行われた場合にあっては、落札決定を保留し、落札者は後日、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後決定するものとします。

なお、調査基準価格を下回った調査対象者のうち、落札候補者は、入札後〇日以内に「三重県低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料を提出しなければなりません。

当該資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行う場合があります。

エ 三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(2)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(6) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合。

なお、イに該当する場合にあっては、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払いの特例が、当該会社更生法、民事再生法の適用申請を行った、又は適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払い金を支払う限度額は翌会計契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、当該会計年度の出来高予定金額を越えたときに10分の1の額を、その後の出来高に応じ分割払いするものとします。

(7) 専任技術者の追加配置

三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の専任技術者のほかに主任技術者としての資格を有する専任の技術者1名を担当技術者として追加し工事現場に配置しなければなりません。

(8) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内に契約書(【※議会案件の場合】仮契約書)を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(9) 議会議決案件【※議会案件の場合】

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三重

県条例第9号)に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約もしくは本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(9) 契約の締結【※議会案件でない場合】

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、契約を締結しないことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留または本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(10) 契約後VE方式工事【※指定する場合】

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(11) 支払条件

ア 前払いの割合

契約金額の10分の4以内とします。ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額での契約の場合には、10分の1以内とします。

なお、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払いについては、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

イ 部分払いの割合及び回数

部分払いの割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合には、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

- (エ) 契約金額 2 億円以上のもの 3 回に契約金額 1 億円に 1 億円を増すごとに、1 回を加えた回数以内
- (12) 変更契約
契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。
- (13) 工事实態調査
三重県低入札価格調査実施要領第 3 条で定める調査基準価格に満たない額での契約の場合には、工事实態調査を実施しますので協力しなければなりません。
なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行う場合があります。
- (14) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。
また、入札者が 1 者だけの場合は、入札を中止することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (15) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、落札決定後、参加資格の確認その他の手続に関する苦情については受け付けません。
- (16) 火災保険付保の要否
要
- (17) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (18) 契約書作成の要否
要
- (19) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (20) 申請書及び提出書類に虚偽の記載をした場合には、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行います。
- (21) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
- (22) 本公告に関する問い合わせ先
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇
〇〇〇〇事務所〇〇〇〇室〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※ 追加記載

○ WTO案件の場合

【公告の最初の部分】

次のとおり、一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により、公告します。

【競争参加資格等に関する注意事項】

WTO案件の場合には、地域要件、ランク、ISO認証取得について条件としない。

また、入札手段については、書面及び郵送による入札を排除しないこと。

「政府調達に関する協定」には「入札は、原則として書面により直接に又は郵送で行なう」ことと規定されていることから「電子入札案件」の指定はできない。よって、「2 電子入札に関する事項」については次のとおり記載する。また、資料の提出方法も電子入札システムにより提出することが記載されている部分は書面又は郵送を追加修正すること。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は、原則として書面で行いますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。
- (3) 電子入札に係わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

【修正を要する部分（下線のとおり修正すること）】

3 競争参加資格に関する事項

- (1) 公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者。（ただし、(エ)については、入札日の前日までに登録されていれば足りる。）

【追加する項目】

- (23) 本件調達手続において、政府調達協定にかかる苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行なうことがあります。

【英文で記載する項目】

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract : [工事名]
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : [入札に参加するための申請書及び資料並びに提出期限]
- (3) The date and time for the submission of tenders : [入札執行日時]
(tenders submitted by mail : [郵便による入札の場合の提出期限])
- (4) Contact point where tender documents are available : [照会先]

○ 資料作成説明会を実施する場合

() 資料作成説明会

ア 日 時 平成○年○月○日(○)○時○分から○時○分まで

イ 場 所 ○○○市○○○○町○○○

三重県○○○○○会議室

ウ 申込方法 資料作成説明会に参加を希望する者は、書面（様式は自由）により申し込むものとします。

エ 申込期間 平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)までの午前○時○分から午後○時○分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

オ 申 込 先 〒○○○-○○○○ ○○○市○○○○町○○○

○○○○事務所○○○○室○○○○課

電話 ○○○-○○○-○○○○

○ 資料のヒアリングを実施する場合

() 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、……………

ア 電子入札システムによる受付

：

イ 紙による受付

：

ウ 申請書及び提出書類のヒアリング

(ア) ヒアリング期間 平成○年○月○日(△)から平成○年○月○日(△)まで

(イ) ヒアリング場所 〒○○○-○○○○ ○○市○○○○町○○○

○○○○事務所○○○○室○○○○課

電話 ○○○-○○○-○○○○

(ウ) ヒアリング日時 出席者は、資料の内容を説明できる者とします。

○ 現場説明会を実施する場合

() 現場説明会

競争参加資格を確認された者に対し、設計図書等の説明を次のとおり行います。

ア 開催日時 平成○年○月○日(○)○時から

イ 開催場所 〒○○○-○○○○ ○○○市○○○○町○○○

○○○○○○○

電話 ○○○-○○○-○○○○

ウ その他 5の(6)による競争参加資格確認通知書(写しも可)及び設計図書等を保有している者は持参してください。